

No 5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>8</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱	令和 <u>7</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱
第1～4条 (略)	第1～4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。
2 補助対象期間は、令和 <u>8</u> 年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とする。	2 補助対象期間は、令和 <u>7</u> 年4月1日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とする。
第6条～11条 (略)	第6条～11条 (略)
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。
2 令和 <u>8</u> 年度補助額は、令和 <u>8</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>7</u> 年度補助額は、令和 <u>7</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。
(別表)	(別表)
第1号様式 <u>年度の変更</u>	第1号様式
第2号様式 (その1) <u>年度の変更</u>	第2号様式 (その1)
第2号様式 (その2) <u>年度の変更</u>	第2号様式 (その2)
第3号様式 <u>年度の変更</u>	第3号様式
第4号様式 <u>年度の変更</u>	第4号様式
第5号様式 <u>年度の変更</u>	第5号様式
第6号様式 <u>年度の変更</u>	第6号様式

新	旧
(別紙1－1) 変更なし	(別紙1－1)
(別紙1－2) 変更なし	(別紙1－2)
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) <u>年度の変更</u>	<u>(別紙3)</u>
(別紙4) 変更なし	(別紙4)
(別紙5－1) 変更なし	(別紙5－1)
(別紙5－2) 変更なし	(別紙5－2)
(別紙6) 変更なし	(別紙6)
(別紙7) 変更なし	(別紙7)
(別紙8) 変更なし	(別紙8)